

別紙 6 RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)において定める事項

1. 最低利用期間

RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)の最低利用期間は、課金開始日から起算して1年とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第 12 条第 2 項関係）

- (1) 契約者は、NTT が提供する「B フレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」（当社が指定する区域に係るものに限ります。）の契約者である必要があります。
- (2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは IPv4 アドレスにあつては静的なもの、IPv6 アドレスにあつては当社が定めるところによる IPv6 アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づくものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用して RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)を利用することはできません。
- (3) 契約者は、RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)を利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲の変更の場合にあつては、変更後の場所において、同一契約での RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)を利用することができない場合があります。

3. 契約の内容を変更できる事項（第 13 条関係）

RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)において、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第 22 条第 1 項関係）

RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)において、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があつた日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 初期費用の額（第 24 条関係）

RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)の初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

サービス名	IP アドレス数	初期費用の額
固定 IP サービス IP1	1 アドレス	6,000 円(税別)
固定 IP サービス IP8	8 アドレス	6,000 円(税別)
固定 IP サービス IP16	16 アドレス	6,000 円(税別)

6. 月額料金の額（第 25 条関係）

RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)の月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

サービス名	IP アドレス数	初期費用の額
固定 IP サービス IP1	1 アドレス	2,500 円(税別)
固定 IP サービス IP8	8 アドレス	15,000 円(税別)
固定 IP サービス IP16	16 アドレス	30,000 円(税別)

7. 保証の限定（第 35 条関係）

RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)は、次の事項について保証しません。

(1) 通信が常に利用可能であること。

(2) RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)を利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。